

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 1 2 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

第1 請求の内容

1 請求人

1 人

住所・氏名

2 請求書の提出

令和7年4月18日

3 請求の要旨(原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。)

(1) 令和6年4月21日に太宰府市中央公民館(以下、「中央公民館」という。)で、第48回筑紫地区コーラス交流会(以下、「コーラス交流会」という。)が開催された。(事実証明書3)

(2) コーラス交流会における太宰府市中央公民館使用料条例(以下、「使用料条例」という。)第2条第1項に規定する「中央公民館を使用する者」は、コーラス交流会に参加する筑紫地区5市で練習しているコーラス13団体約214名である。(事実証明書4、5)

(3) 使用料条例第2条第3項は、「市外者が使用する場合の使用料は、前各項に定める額の100分の150とする。」と規定している。(事実証明書4)しかし、市外者の定義は、使用料条例及び太宰府市中央公民館使用料条例施行規則(以下、「使用料条例施行規則」という。)に記述がない。(事実証明書4、6)このため、市外者の定義について太宰府市の公の施設の使用料条例を調べた。その結果、太宰府市総合体育館条例に太宰府市の公の施設で唯一団体が施設を使用する場合(占有使用する場合)において市外者の対概念である市内者を定義していることが判明した。太宰府市総合体育館条例では「市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1を超える場合をいう。」と定義されている。(事実証明書7)この定義を使用すれば「市外者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1を超えない場合をいう。」と定義できる。

この定義に基づきコーラス交流会の市外者該当性を考える。コーラス交流会参加13団体のうち太宰府市の参加団体は、太宰府市文化協会に加盟する3団体と考えられ、構成割合は、全体の4分の1以下の約23%である。この構成割合からコーラス交流会使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合は全体の2分の1を超えないと考えるのが当然であり、コーラス交流会は、市外者であると判断される。(事実証明書8)このため、太宰府市教育委員会は、コーラス交流会から使用料条例第2条第3項に基づき、基本使用料の100分の150を徴収しなければならなかったにも関わらず使用料の徴収を怠っている。これは違法である。(事実証明書4、9)

(4) また、コーラス交流会は、市の社会教育団体でないにも関わらず、使用料条例施行規則第6条第2号イに基づき使用料の半額免除を受けている。このことも違法である。(事実証明書5、6、9)

(5) 以上2点について、教育部長がコーラス交流会から使用料条例に基づく正規の使用料を徴収するよう監査委員におかれては必要な措置をされるように請求します。

4 請求人の提出証拠(事実証明書)

- 事実証明書1 太宰府市教育委員会の事務委任等に関する規則
- 事実証明書2 太宰府市教育委員会教育長の事務委任に関する規程
- 事実証明書3 行政文書部分開示決定通知書(令和6年8月22日付け6太教社第128号)
- 事実証明書4 太宰府市中央公民館使用料条例
- 事実証明書5 後援等申請書
- 事実証明書6 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則
- 事実証明書7 太宰府市総合体育館条例
- 事実証明書8 太宰府市文化協会ホームページ
- 事実証明書9 行政文書部分開示決定通知書(令和6年8月22日付け6太教文学第62号)
- 事実証明書を補強する資料 行政文書不開示決定通知書(令和6年9月13日付け6太教文学第73号)
- 事実証明書を補強する資料 行政文書不開示決定通知書(令和6年10月1日付け6太教文学第78号)

5 請求書の受理

本件請求は、令和7年4月18日に提出され、地方自治法(以下、「法」という。)第242条第1項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和7年4月28日付で受理することとした。

(1)形式的要件

- ア 監査請求書に措置請求の要旨が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- イ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2)実質的要件

- ア 請求人が太宰府市の住民であること
- イ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ウ 監査請求の対象とした行為が違法若しくは不当な行為であり又は公金の徴収を怠る事実であること
- エ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- オ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を掲げていること
- カ 住民監査請求において、監査請求の対象とされる期間は、法第242条第2項により財務会計上の行為を対象とする場合、原則として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過すると住民監査請求を行うことができないとされているが、本件請求は、違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実を対象としており、法第236条第1項に基づく、公法上の徴収金に係る債権の消滅時効が成立するまでになされたものであること

6 請求人による陳述及び資料の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 14 日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述については本件請求内を補足するものであった。事実証明書を補強する資料が追加提出され次のような陳述がなされた。

令和 6 年 4 月 21 日に太宰府市中央公民館(以下、「中央公民館」という。)で、第 48 回筑紫地区コーラス交流会(以下、「コーラス交流会」という。)が開催されたが、その使用料について、市外者料金を徴収すべきであり減免措置については適用すべきでない。

その理由として、「コーラス交流会」の参加者は、筑紫地区 5 市で練習しているコーラス 13 団体で、太宰府市の参加団体は 3 団体と考えられ、昨年度は太宰府市で開催されたことから、太宰府市の「コールみずき」はあくまでも運営担当であり、使用者は「コーラス交流会」である。

また、太宰府市中央公民館使用料条例(以下、「使用料条例」という。)及び太宰府市中央公民館使用料条例施行規則(以下、「使用料条例施行規則」という。)には市外者の定義が規定されていない。しかし、太宰府市内にある他の公の施設の使用料条例を調べた結果、太宰府市総合体育館条例において、「市内者」の定義が明記されている。同施設においては、「市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が 2 分の 1 の割合を超える場合をいう」と定義されていることから、この定義に基づいた場合、利用者である「コーラス交流会」は「市外者」となる。

さらに、「コーラス交流会」は社会教育団体でないにも関わらず、半額減免を受けている。

したがって、コーラス交流会から「市外者」料金を徴収すべきであり、減免措置は適用すべきでない。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和2年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 使用料条例第 2 条の規定による使用料の決定について
- (2) 使用料条例施行規則第 6 条の規定による使用料の減免について
- (3) 後援の事実について

2 監査対象部局

中央公民館(教育部文化学習課)

教育部社会教育課

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 中央公民館使用の申請者と使用者が異なる場合の判断について
- (2) 太宰府市総合体育館条例にいう市内者定義の準用について
- (3) 使用料条例に基づく使用料算定にともなう使用者の市内者市外者の判定方法について

- (4) 使用料条例施行規則に基づく使用料減免の妥当性について
- (5) 当該使用料の市外者料金及び使用料減免について、地方自治法第 242 条第1項の規定にある違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当し、このことによって太宰府市に損害が生じているか

4 監査の内容

- (1) 施設の使用許可及び当該使用料については、担当部署である中央公民館（文化学習課）において決定されていたため、令和 7 年 5 月 20 日に文化学習課長兼中央公民館長及び文化学習課文化学習係長から事情聴取を行った。また、後援等申請については、社会教育課において決定されていたため、令和 7 年 5 月 28 日に社会教育課長に事情聴取を行った。

- (2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局・社会教育課

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 事実関係の確認

ア 中央公民館使用にかかる経緯

(ア) 令和5年12月8日に文化学習課は令和6年度に開催するコーラス交流会の施設使用料について、市内者料金及び減免措置についてコールみずきから口頭で相談を受けた。

(イ) 令和6年2月1日に副市長、教育部長、文化学習課長、文化学習係長の4名で、コールみずきを使用者として適用すること及び市内者料金、減免措置の適用について判断するため協議を行った。協議では、筑紫地区コーラス交流会の運営が筑紫地区での持ち回りとなっており、開催費用は参加する団体で賄われていること、その地区で活動するコーラス団体が主体となって開催されること、今回はコールみずきが運営担当であること、市の文化振興と文化振興を担う広い人材の育成に寄与するものであることが考慮され、施設の実質的な使用者をコールみずきとすることで了承された。従って料金については市外者料金とせず、社会教育団体の50%減免と確認された。なお、この協議内容は文化学習課係長によるメモを除き正式な記録として残されていなかった。

(ウ) 副市長を含む4者による協議の結果については、令和6年2月1日以降に文化学習課から、市内者料金及び減免措置を適用することをコールみずきに口頭で伝えられた。

(エ) 令和6年2月1日にコーラス交流会より太宰府市教育委員会（社会教育課）に対し後援等申請書が提出された。

(オ) 社会教育課は、所管課である文化学習課長の意見を踏まえ、令和6年2月5日にコーラス交流会に対し、太宰府市教育委員会後援等に関する規程に基づいて後援を決定し、通知を行った。

- (カ) 令和6年3月1日に太宰府市の社会教育団体コールみずきより太宰府市中央公民館使用(使用変更)申請書が提出されたものの、太宰府市中央公民館使用料減免申請書は提出されなかった。
- (キ) 令和6年3月1日に文化学習課は、使用料金を32,820円と決定した。決定に際し、使用料条例第2条3項における市外者が使用する場合の規定は適用されなかった。また、この一連の事務処理は慣例に従って進められた結果、減免にかかる決裁が省略され、太宰府市中央公民館使用料減免可否決定書は交付されず、半額減免の金額が記載された使用(使用変更)申請書にて決裁が行われていた。
- (ク) 令和6年3月1日にコールみずきは使用料32,820円を支払った。
- (ケ) 令和6年4月21日にコーラス交流会は中央公民館を使用した。
- (コ) 令和6年5月7日にコーラス交流会より提出された後援等事業報告書を太宰府市教育委員会が受理した。なお、有料事業でないため、収支決算書の提出はなかった。

イ 中央公民館(文化学習課)への事情聴取

- (ア) コーラス交流会開催のため、中央公民館への使用(使用変更)申請書を提出した者は、太宰府市で活動するコーラス団体のコールみずきであり、当該交流会の実行委員長はコールみずきの代表者である。
- (イ) コーラス交流会は筑紫地区5市13団体で構成されており、開催地及び運営は持ち回りで、その地区で活動するコーラス団体が主体となって開催されており、開催費用は参加団体で賄われている。
- (ウ) 今回は、コールみずきが運営担当となり、中央公民館の使用手続きや当日の運営等を行っている。会計処理も交流会の実行委員であるコールみずきにおいてなされている。
- (エ) コールみずきは、中央公民館を拠点に活動する太宰府市内の団体で太宰府市文化協会の加盟団体であること、コールみずきは交流会の実行委員であること、また、太宰府市の文化振興及び幅広い人材育成に寄与するものであること、などを考慮し、主たる使用者であると判断した。従って使用者を市民として適用した。
- (オ) コールみずきは太宰府市文化協会に属しており、社会教育団体に該当する。したがって、社会教育団体が中央公民館を使用する場合、使用料を半額免除できるという規定が使用料条例施行規則第6条第1項第2号イに定められており、今回はこれを適用した。

ウ 社会教育課への事情徴収

- (ア) 太宰府市教育委員会後援等申請書の事務手続きとして、後援等申請書が提出された場合、最初に所管担当課長の意見を聞くこととしている。
- (イ) 当該事業は、所管担当課である文化学習課長から後援に適当な事業と認める旨の意見が出されたことを踏まえ、太宰府市教育委員会後援等に関する規程第3条及び第4条第1項第3号に該当すると認め、名義後援の申請のとおり決定を行った。なお、本申請については、同規程の第2条第1項第2号イの規定により、太宰府市教育委員会の名義を使用させるものである。
- (ウ) 決定後、太宰府市教育委員会後援等決定通知を申請者に通知した。

(2) 監査委員の判断

ア 以上の確認した事実に基づき、下記のとおり判断する。

請求人はまず、令和6年4月21日に開催されたコーラス交流会について「中央公民館を使用する者」はコーラス交流会に参加する筑紫地区5市で練習しているコーラス13団体約214名であるとしている。

次に、請求人は、規定が置かれていない「公民館を使用する者」の市内者及び市外者の区別につき、太宰府市総合体育館条例別表1「占用使用する場合」の備考5の基準により判断すべきと主張し、本件において、コーラス13団体のうち太宰府市内のコーラスは3団体にとどまり、その割合は、参加団体の2分の1を下回ることから、市外者の使用と認定すべきであり、市外者料金を徴収しなかった違法を主張している。

そこで、請求人の主張を検討するに、中央公民館の性格を考慮する必要があると解する。なぜなら、中央公民館はホールを有する施設であり、文化施設の側面を持つ。文化施設は文化の振興を目指した市内外の人たちの交流を念頭に置き、市外者の参加も当然考えられるべき施設である。これに対し、太宰府市総合体育館等の体育施設は競技の参加者を利用者として想定している。したがって、中央公民館利用に係る解釈について、太宰府市総合体育館の場合と同列に解釈しなければならない要請はないと解する。

(ア) 中央公民館の利用者について

誰が中央公民館の利用者であるかの決定は、現実の申請者がだれであるか、使用の利益を受ける者はだれであるかだけでなく、利用実態が文化振興に寄与するか否かを加味することが許されると解する。この点で担当課においては、申請者の権限と責任、事業の実態、実績、費用負担、申請者が太宰府市民であるか等を吟味し、使用者を決めることが想定されていると史料される。

本件については、副市長、教育部長、文化学習課長、文化学習課係長による協議の結果、コーラス交流会は筑紫地区5市を活動の拠点としており、太宰府市を含む各市での文化振興に寄与していること、また、コーラス交流会の実施は年に1回であり、運営は各所属団体が実施責任を負い持ち回りで行っていること、その実施費用も各所属団体が負担していることから、本交流会の主たる使用者は、コーラス交流会についての実施責任を負う立場にある実行委員長が所属する「コールみずき」と判断したものと解せられる。その判断過程に不合理な点は認められない。

(イ) 市外者料金を徴収しなかったことについて

先にも述べた通り、中央公民館の利用について、利用に基づく文化振興の利益の帰属者が太宰府市民であるか、市外者であるかにつき、太宰府市総合体育館利用につき示されている数値的割合にこだわることなく、独自に判断することが許されると解する。

本件において、太宰府市文化協会に加盟し中央公民館を活動の拠点としている団体が主体となって、筑紫地区のコーラス交流会を開催することは、筑紫地区全体の文化興隆にとどまらず、太宰府市の文化興隆に寄与することを考慮して、担当課が市内者料金を適用したことには不合理な点は認められない。

(ウ)使用料条例施行規則第6条第1項第2号イに基づく減免について

請求人の主張は、本交流会実施の主体が「コーラス交流会」であることを前提にしたもので、先に判断した通り、本交流会実施の主体を「コールみずき」とした場合、「コールみずき」は、太宰府市文化協会に属しており、社会教育団体に該当する。したがって、担当課が使用料条例施行規則第6条第1項第2号イに基づき減免をしたことに違法は認められない。

イ 結 論

以上のことから、本件の施設使用許可にあたり、「市外者」の使用料を適用、徴収しなかったこと及び、使用料条例施行規則第6条第1項第2号イに基づく使用料を減免したことは、違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実とは言えず、市に損害を与えているとは認められない。

よって本件請求には理由がないものと認め、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

2 意 見

本件監査の過程において、減免に関する決裁文書が存在しないことに加え、使用料条例施行規則第7条1項及び2項により定められた減免申請書及び太宰府市中央公民館使用料減免可否決定書が慣例的な事務処理として省略されていることも明らかとなった。協議等による判断や決定は十分に記録しておくべき事柄であり、決裁にあってはその根拠や判断の理由を付記することが重要である。今後は市民に疑念を抱かせることがないよう、規則に従って事務を行われたい。

なお、監査委員の判断で述べたとおり文化施設では市内外の利用も当然考えるべきものである。他市の文化施設のように利用者の市内外の区別をされていないことも考慮し、中央公民館についても料金体系の区別の見直しを検討いただきたい。

※関係法令等(抜粋)

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

1 太宰府市中央公民館使用料条例

(使用料)

第2条 中央公民館を使用する者は、別表に定める使用料を次の各号により納入しなければならない。

- (1) ホール及び多目的ホールを使用する場合 使用期日の6月前まで
- (2) ホール及び多目的ホール以外を使用する場合 使用期日の7日前まで
- (3) 前2号に定めるもののほか特別な場合は、別に定めるものとする。

2 入場料その他これに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の100分の200とする。ただし、1人1回の入場につき、入場料等の額が5,000円以下であるときは、この限りでない。

3 市外者が使用する場合の使用料は、前各項に定める額の100分の150とする。

2 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則

(使用の手続)

第2条 中央公民館及び附属設備等の使用申し込み受付は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホールを除く研修棟(附属設備等を含む。)を使用する場合 使用期日の3月前から
- (2) ホール棟及び多目的ホール(使用する附属設備等を含む。)を使用する場合 使用期日の1年前から

2 使用申し込み又は許可に係る事項を変更しようとする場合は、太宰府市中央公民館使用(使用変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によらなければならない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ使用の可否を決定し、許可することに決定したときは、太宰府市中央公民館使用(使用変更)許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

第6条 教育委員会は、条例第3条の規定により次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 全額免除

ア 市又は教育委員会が行政上の必要により使用するとき。

イ 市又は教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。

ウ 市長又は教育委員会が特別な理由があると認めたとき。

(2) 半額免除(部屋使用料及び冷暖房使用料)

ア 市の公共的な機関又は団体が会議等に使用するとき。

イ 市の社会教育団体が使用するとき。

ウ 市長又は教育委員会が特別の理由があると認めたとき。

(3) 3割免除(部屋使用料及び冷暖房使用料)

ア 市又は教育委員会が後援した行事に使用するとき。

(減免の申請及び許可)

第7条 前条の規定により減免を受けようとする者は、使用期日までに太宰府市中央公民館使用料減免申請書(様式第3号。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の減免申請書が提出されたときは、これを審査のうえ減免の可否を決定し、太宰府市中央公民館使用料減免可否決定書(様式第4号)を交付する。

3 太宰府市教育委員会後援等に関する規程

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、次の区分により行政等の援助を行うものをいう。

ア 実質後援 補助金の給付、物的援助、経済的援助、事業の運営に関する人的支援、その他直接事業に対し支援を行うもの

イ 名義後援 実質的な援助はないが、委員会の名義を使用させることにより、後援の意思を表明するもの

(対象事業)

第3条 委員会は、次の各号のいずれにも該当する事業については、後援等を行うことができる。

(1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業

(2) 営利を主たる目的としない事業

(3) 政治的活動、宗教的活動でない事業

- (4) 多数の市民を対象としている事業
- (5) 暴力行為や迷惑、侵害となるようなことのない事業
- (6) その他公共性について積極的であると認められる事業

(対象団体)

第4条 委員会が後援等を行うことができる事業の団体等については、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(2) 略

(3) 市民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化及びスポーツの振興に関する団体で、規約、事務局、役員、経理機構及び活動内容が明確な団体

(4)～(5) 略

4 太宰府市総合体育館条例

(使用料)

第9条 総合体育館の使用料は、別表のとおりとする。ただし、貸出備品の使用料は、規則に定める。

2 使用料は、前納しなければならない。

別表（第9条関係）

1 占用使用する場合

料金表 略

備考

1～4 略

5 市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1の割合を超える場合をいう。

6～9 略

2 個人使用する場合

料金表 略

備考

1～3 略

4 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。